

## ALPS UCカード会員特約

### 第1条 (名称)

本カードはアルプスカード株式会社(以下「アルプスカード」と称します)と財団法人地方公務員等ライフプラン協会(以下「協会」と称します)と株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します)が提携して発行するもので、ALPS UCカード(以下「カード」と称します)と称します。

### 第2条 (会員一人会員・家族会員)

1. カードは、協会の特別会員規約に基づく特別会員(以下「特別会員」と称します)の方を加入対象とし、本特約及びUCカード会員規約を承認のうえ、アルプスカード、協会及び当社に入会のお申し込みをしていただき、アルプスカード、協会及び当社が入会を認めた方を本人会員(以下「会員」と称します)とします。

2. 会員が、カード利用についてUCカード会員規約および本特約の適用があることを承認のうえ会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方を家族会員とします。

### 第3条 (会員証)

カードは、特別会員の会員証を兼ねるものとしします。

### 第4条 (退会)

会員が、協会に特別会員の退会の申出を行ったときは、同時にUCカード会員規約第10条によりUCカード会員の退会の申出があったものとみなします。

### 第5条 (会員資格の喪失等)

UCカード規約第10条(退会及びカードの利用停止と返却)に以下の事項を追加いたします。

2. (フ)会員が特別会員の会員資格を取り消されたとき。

### 第6条 (キャッシング(リボ)の融資利率)

UCカード規約第29条(キャッシングサービスの利率等)第2項に基づくキャッシング(リボ)の融資利率は、以下のとおりとします。

UCカード会員:15.0%

UCゴールドカード会員:13.5%

### 第7条 (規約の適用)

会員には本特約及びUCカード会員規約が適用されるものとしします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第8条 (特約の改定並びに承認)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

## 財団法人地方公務員等ライフプラン協会特別会員規約

### 第1条 (特別会員)

財団法人地方公務員等ライフプラン協会(以下「協会」という)は、次の各号に掲げる者を協会寄附行為第31条第4項第2号の規定に定められた協会の特別会員(以下「特別会員」という)とします。

(1)次に掲げる者であって特別会員となることを希望する者(協会の理事長(以下「理事長」という)が別に定める要件に該当する者に限ります。)

ア 地方公務員

イ 地方公務員共済組合並びに全国知事会、全国市長会及び全国町村会の職員その他地方行政に関係する者であっ

て理事長が定める者

ウ 地方公務員共済年金の受給者その他これに準ずる者であって理事長が定める者

(2)前号に定める者の家族であって特別会員となることを希望する者

2 前項第1号に掲げる特別会員及びその家族であって第2号に掲げる特別会員である者は、協会に対する債務について相互に連帯してその履行の責を負うものとします。但し、家族会員の支払い責任は、自己の協会に対する債務に限られます。

### 第2条 (会員証の発行)

特別会員の会員証は、株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)がアルプスカード株式会社及び協会と提携して発行するクレジットカードであるALPS UCカードとします。

### 第3条 (会員証の盗難、紛失)

特別会員が会員証を盗難、詐取若しくは横領され、又は紛失した場合は、速やかにその旨を、協会に対し書面による所定の届けを提出していただきます。

### 第4条 (退会)

特別会員は、協会あて所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。

2 特別会員が、UCカード会員を退会したときは、協会の特別会員としても同時に退会したものといたします。

### 第5条 (特別会員資格の取消等)

特別会員が次の各号のいずれかに該当した場合その他理事長が特別会員として不適格と認めた場合は、協会は通知・催告をせずに特別会員の資格を取り消し、又は一時停止することができるものとします。

(1)虚偽の申告をした場合

(2)本規約のいずれかに違反した場合

(3)債務の履行を怠った場合

(4)特別会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

(5)住所変更の届けを怠る等特別会員の責に帰すべき事由により特別会員の所在が不明となり、理事長が特別会員への通知、連絡について不能と判断した場合

(6)UCカード会員資格を喪失した場合

### 第6条 (合意管轄裁判所)

特別会員と協会との間で訴訟の必要が生じた場合、協会の主たる事務所を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第7条 (規約の承認、変更)

本規約の変更については、協会から変更内容を通知、告知します。